

# 中国地方非常通信協議会会則

(名称)

第1条 この会は、中国地方非常通信協議会（以下、「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 この協議会は、非常通信規約（以下、「規約」という。）に基づき、中国地方における非常通信の円滑な運用を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 非常通信の運用計画を策定し、その実施について協議すること。
- (2) 非常通信の訓練を計画し、実施すること。
- (3) 非常通信に関する研究及び必要な周知を行うこと。
- (4) 非常通信の取扱い要請に関すること。
- (5) 中央及び各地方協議会との連絡に関すること。
- (6) その他、協議会の目的達成上必要なこと。

(構成)

第4条 協議会は、第2条の目的を達成するため、非常通信規約第3条に掲げるものをもって構成する。

- 2 協議会への加入は、会長が決定し、総会に報告するものとする。
- 3 前項の加入手続きは、別表に定める様式により行うものとする。

(役員)

第5条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 委員 各構成員から1名
- (3) 幹事 各構成員から若干名
- (4) 表彰審査委員 8名

- 2 会長は、中国総合通信局長をもってあてる。
- 3 委員は、各構成員が指名する者とする。
- 4 幹事は、総会の承認を経て構成員を選出し、選出された構成員が指名した者に会長が委嘱する。
- 5 表彰審査委員は、中国地方非常通信協議会表彰規程において、別に定めるものとし、総会において決定する。

(役員任期)

第5条の2 役員任期は1年とし、任期の途中において異動があった場合、後任者の任期は、前任者の残存の期間とする。

- 2 役員は、再任されることができる。

(役員任務)

第6条 役員任務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、協議会を代表し、会務を統括する。
- (2) 委員は、第3条に定める事業の遂行について審議する。

- (3) 幹事は、総会の決議又は会長の指示に基づき、必要な事務を処理する。
- (4) 表彰審査委員は、中国地方非常通信協議会表彰規程において別に定める事務等を行う。

(会議)

第7条 会議は、総会、幹事会、表彰審査委員会及び要請会議とする。

- 2 会議は、会長が招集する。
- 3 総会は、委員の過半数の出席をもって成立し、その議決は、出席者の過半数をもって決する。  
やむを得ない理由のため、会議に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、議長を代理人として表決を委任することができる。  
なお、表決の委任者は会議に出席したものとみなす。
- 4 幹事会は、幹事の過半数の出席をもって成立し、会議の議決は出席者の過半数をもって決する。
- 5 表彰審査委員会は、委員の過半数の出席をもって成立し、その議決は、中国地方非常通信協議会表彰規程において別に定める。

(総会)

第8条 総会は、会長及び委員をもって構成し、毎年1回開催する。但し、会長が必要と認めるときは、臨時に総会を開催することができる。

- 2 総会においては、次の事項を審議決定する。
  - (1) 中国地方非常通信協議会会則、中国地方非常通信協議会表彰規程、中国地方非常通信協議会非常通信細則、中国地方非常通信訓練計画の改廃
  - (2) 第3条に定める事項
  - (3) その他、総会が特に必要と認めた事項

(幹事会)

第9条 幹事会は、幹事長及び幹事をもって構成する。

- 2 幹事会は、次の事項を審議する。
  - (1) 総会に提出すべき事項
  - (2) 総会から委任された事項
  - (3) 会長が特に必要と認めた事項
  - (4) 幹事長を選出すること。
- 3 幹事会は、必要に応じて開催する。

(要請会議)

第10条 協議会内に、規約第5条の2に定める要請会議を設け、議長及び若干名の議員を置く。

- (1) 議長は、会長とする。
- (2) 議員は、委員の中から議長が指名する
- 2 議長及び議員は、次の任務を行う。
  - (1) 議長は、要請会議を代表し、会務を統括する。
  - (2) 議長は、非常通信の取扱い要請を行う。
  - (3) 議員は、非常通信の取扱い要請に関する協議を行う。
- 3 非常通信の取扱い要請については、要請会議で協議し行う。ただし、協議する時間的余裕がない場合は、議長自ら要請を行うことができる。

- (1) 要請会議は、議長が招集する。
- (2) 要請会議は、非常通信の取扱い要請を行う時期及び機関等について審議する。

(非常通信の取扱い要請等)

第 11 条 非常通信の取扱い要請の対象、要請の手順、要請への協力については、規約に定めるところによる。

(役員の異動)

第 12 条 構成員は、所属の役員に異動があったときは、速やかに会長に届け出るものとする。

(事務局)

第 13 条 協議会は、事務局を総務省中国総合通信局防災対策推進室内に置く。

- 2 事務局に事務局長 1 名及び事務局員若干名を置く。
- 3 事務局長は、総務省中国総合通信局防災対策推進室室長補佐（無線通信部陸上課長）たる者とする。
- 4 事務局は、会長の指揮を受け、協議会の事務を処理する。

(連絡責任者)

第 13 条の 2 構成員は、自己の連絡責任者を定め、会長に報告するものとし、会長はこれに基づき、連絡責任者一覧表を作成し、構成員に配布しておくものとする。

(表彰)

第 14 条 協議会は、非常通信の実施及び協議会の運営に関し、特に功労のあったものを表彰することができる。

(緊急処理)

第 15 条 会長は、総会の議決を要する事項があっても、緊急を要し、総会を招集するいとまがないと認めた場合は、緊急に処理することができる。但し、次の総会において、その承認を得なければならない。

附則 本会則は、昭和 27 年 4 月 1 日から施行する。

附則 本会則は、昭和 43 年 4 月 26 日（一部改正）から施行する。

附則 本会則は、昭和 48 年 5 月 10 日（一部改正）から施行する。

附則 本会則は、昭和 60 年 5 月 24 日（一部改正）から施行する。

附則 本会則は、平成 2 年 6 月 8 日（一部改正）から施行する。

附則 本会則は、平成 6 年 4 月 28 日（一部改正）から施行する。

附則 本会則は、平成 7 年 4 月 28 日（一部改正）から施行する。

附則 本会則は、平成 13 年 6 月 25 日（一部改正）から施行する。

附則 本会則は、平成 14 年 5 月 29 日（一部改正）から施行する。

附則 本会則は、平成 15 年 5 月 23 日（一部改正）から施行する。

附則 本会則は、平成 16 年 5 月 27 日（一部改正）から施行する。

附則 本会則は、平成 17 年 5 月 26 日（一部改正）から施行する。

附則 本会則は、平成 22 年 5 月 27 日（一部改正）から施行する。

附則 本会則は、平成 26 年 5 月 29 日（一部改正）から施行する。

附則 本会則は、令和 3 年 6 月 15 日（一部改正）から施行する。

